

DM表紙
【新/指定ルール 高圧】

平成29年 3月31日
関西電力株式会社

申込代行事業者さまへのお知らせについて

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、淡路島南部地域を含む四国エリアにおいては、再生可能エネルギー（以下、再エネ）発電設備の導入が急速に進んでおり、太陽光発電設備および風力発電設備の接続済み設備量の合計は、平成27年10月末の177万kWから1年間で38万kW増加し、平成28年10月末で215万kWとなっております。

このような中、四国電力株式会社（以下、四国電力）は、四国電力系統に接続している火力発電設備の出力抑制や揚水発電設備の運転、また、連系線を活用した広域的な系統運用等により、四国エリアの需給バランスの維持に努めてまいります。

しかしながら、これらの対策を行ってもなお、供給力が需要を上回る場合には、電力の安定供給を維持する観点から、再エネ発電設備の出力制御を行う必要があります。

こうした再エネ発電設備の出力制御を行う場合には、電力広域的運営推進機関が策定した「優先給電ルール」に基づき運用することになります。

淡路島南部地域におきましても、四国電力の送電系統から送られてきた電気を供給させていただいている関係上、再エネの出力制御についても同様に運用することになります。

今回、再エネの出力制御を行う場合に、発電事業者さまにご対応いただく内容に関する書類を同封しましたので、ご確認をお願いいたします。

また、出力制御に関する連絡先など、当社が確認させていただきたい事項について、同封の返信はがきにご記入の上、ご返信いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

同封書類

[申込代行事業者さま送付用]

資料 1：発電事業者さまにご確認・ご対応いただく内容

資料 2：今回確認の対象となる発電所一覧

資料 3：再エネ発電設備の出力制御に関するご説明資料

資料 4：「出力制御機能付PCS」の切替等に関する手続きについて

資料 5：出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書（記入例）

[発電事業者さま説明用]

（添付資料）資料 1～5

※本封書によるお知らせは、申込代行事業者さま宛に送付しております。

大変お手数ですが、発電事業者さまへご連絡のうえ、添付資料（発電事業者さま用）をお渡しいたきますようお願いいたします。

申込代行事業者さまにご確認・ご対応いただく内容

1. 同封資料の内容についてご確認・ご対応をお願いいたします

①今回、当社からご確認させていただく対象は、（資料2）「今回確認の対象となる発電所一覧」に記載している発電所です。

※ 複数の発電所をお持ちの発電事業者さまについては、ダイレクトメールが分割されて送付される場合があります。

②出力制御実施時の対応内容について

➤（資料3）「再エネ発電設備の出力制御に関するご説明資料」をご覧ください、出力制御を行う場合の連絡方法や、具体的実施事項等について、ご確認をお願いいたします。

2. 「出力制御機能付PCS」の切替等に関する手続きをお願いします。

➤ 【Step①】発電事業者さまと調整のうえ、（資料5）「出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書」を作成いただき、**平成29年9月目処**に返信してください。なお、出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書は当社HPよりダウンロードできます。その記載方法の詳細についても当社HPに掲載しております。

➤ 【Step②】**平成29年9～11月頃**から当社より「出力制御機能付PCSへの切替に関する回答」を送付いたしますので、出力制御機能付PCSへの切替に加え、発電所IDの登録をお願いいたします。

➤ 【Step③】出力制御機能付PCSへの切替工事が完了後、「工事完了届」を作成いただき、**平成30年3月目途**に返信してください。

➤ 詳しくは『（資料4）「出力制御機能付PCS」の切替等に関する手続きについて』をご覧ください。

3. ご不明な点がございましたら、（資料2）「今回確認の対象となる発電所一覧」に記載している当社お問合せ先までご連絡ください。

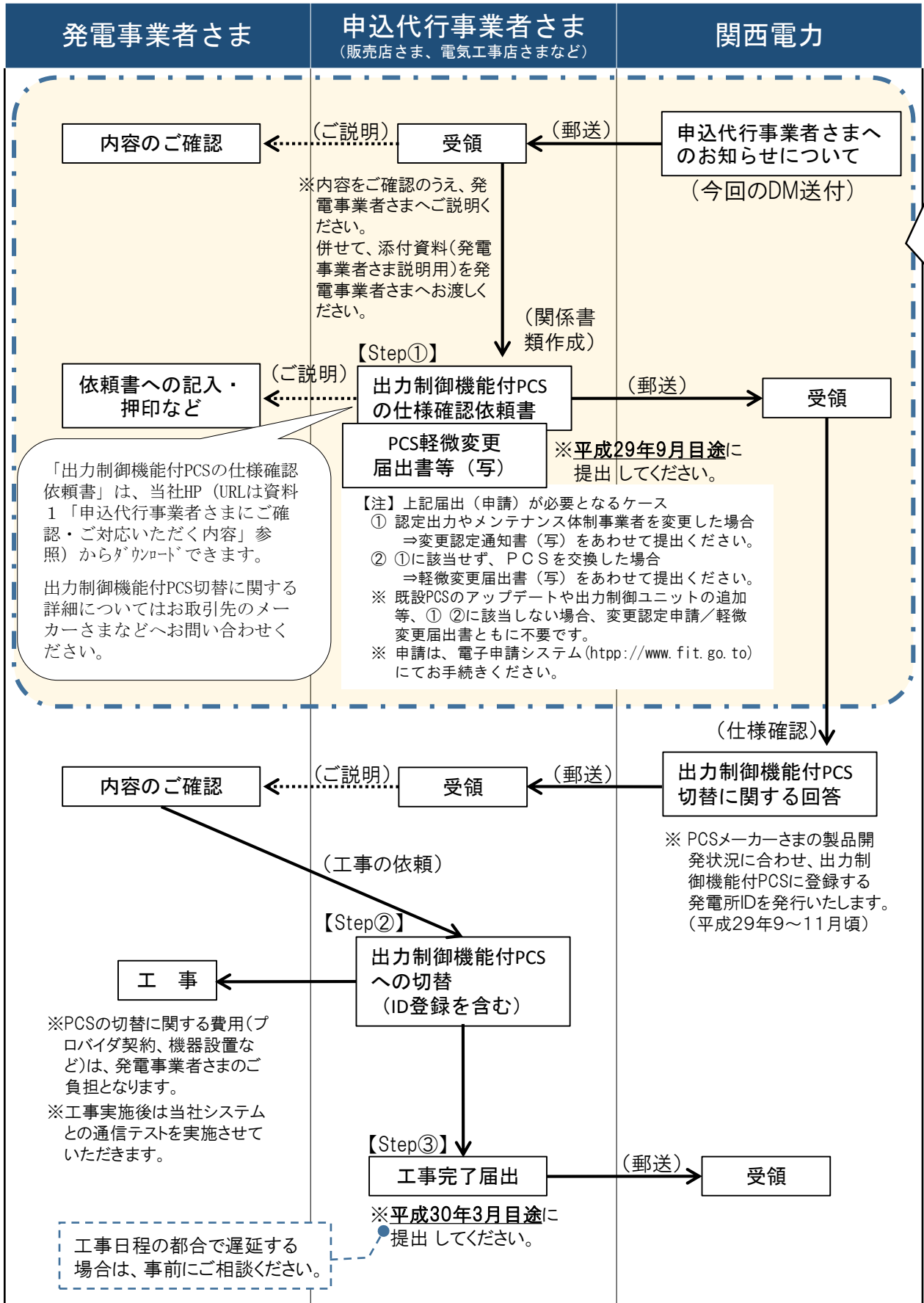
[今回確認の対象となる発電所一覧]

No	発電所名	発電所所在地	定格出力 (kW)

[当社お問合せ先]

関西電力株式会社 神戸電力部 淡路ネットワーク技術センター
☎ 050-7106-3575
営業時間 月～金 9:00～17:00
[祝日、年末年始 (12/29～1/3) を除きます]

「出力制御機能付 P C S」の切替等に関する手続きについて



【今回の対応範囲】(注)

(注)今回ご対応いただく事項(点線の範囲)につきましては平成29年9月目途に実施し、それ以降の手続きにつきましては平成29年10月～平成30年3月にかけて実施する予定です。

DM表紙
【新/指定ルール 高圧】

平成29年 3月31日
関西電力株式会社

発電事業者さまへのお知らせについて

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、淡路島南部地域を含む四国エリアにおいては、再生可能エネルギー（以下、再エネ）発電設備の導入が急速に進んでおり、太陽光発電設備および風力発電設備の接続済み設備量の合計は、平成27年10月末の177万kWから1年間で38万kW増加し、平成28年10月末で215万kWとなっております。

このような中、四国電力株式会社（以下、四国電力）は、四国電力系統に接続している火力発電設備の出力抑制や揚水発電設備の運転、また、連系線を活用した広域的な系統運用等により、四国エリアの需給バランスの維持に努めてまいります。

しかしながら、これらの対策を行ってもなお、供給力が需要を上回る場合には、電力の安定供給を維持する観点から、再エネ発電設備の出力制御を行う必要があります。

こうした再エネ発電設備の出力制御を行う場合には、電力広域的運営推進機関が策定した「優先給電ルール」に基づき運用することになります。

淡路島南部地域におきましても、四国電力の送電系統から送られてきた電気を供給させていただいている関係上、再エネの出力制御についても同様に運用することになります。

今回、再エネの出力制御を行う場合に、発電事業者さまにご対応いただく内容に関する書類を同封しましたので、ご確認をお願いいたします。

また、出力制御に関する連絡先など、当社が確認させていただきたい事項について、同封の返信はがきにご記入の上、ご返信いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

【添付資料】

- 資料 1 : 発電事業者さまにご確認・ご対応いただく内容
- 資料 2 : 今回確認の対象となる発電所一覧
- 資料 3 : 再エネ発電設備の出力制御に関するご説明資料
- 資料 4 : 「出力制御機能付PCS」の切替等に関する手続きについて
- 資料 5 : 出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書（記入例）